

告 示

埼玉県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年五月二十九日

| 職名 | 氏名 | 住所 | 所 |
|----|------|--------------------|------------|
| 理事 | 石川勝己 | 埼玉県春日部市下柳千三百七十九番地一 | 埼玉県知事 上田清司 |